

EU農林水産業の概況

目次

1. EU総論

- 1-1. EU（欧州連合）とは
- 1-2. EUの体制
- 1-3. 欧州議会
- 1-4. EUの基本情報①－人口・面積－
- 1-5. EUの基本情報②－GDP・貿易－

2. EU農林水産業の概況

- 2-1. EU農林水産業の概況①－農業経営の状況－
- 2-2. EU農林水産業の概況②－農場規模・農地面積/農場の種類－
- 2-3. EU農産物・食品貿易①－概況－
- 2-4. EU農産物・食品貿易②－輸出の状況－
- 2-5. EU農産物・食品貿易③－輸入の状況－
- 2-6. 日EU農産物・食品貿易の概況

3. EU共通農業政策(CAP)の概要

- 3-1. EU共通農業政策の概要（目的・変遷）
- 3-2. EU共通農業政策の概要（予算の推移）
- 3-3. EU共通農業政策の目標
- 3-4. EU共通農業政策の柱
- 3-5. 現行EU共通農業政策のポイント

4. EU農業政策をめぐる最近の動向

- 4-1. CAPの見直し
- 4-2. 「EU農業の将来に関する戦略対話」①
- 4-3. 「EU農業の将来に関する戦略対話」②
- 4-4. 「農業と食のビジョン」
- 4-5. CAP簡素化
- 4-6. 次期CAP案の公表

5. EU農林水産業に関する政治・行政構造

- 5-1. 担当欧州委員
- 5-2. 欧州委員ポートフォリオ【農業・食料】
- 5-3. 欧州委員ポートフォリオ【漁業・海洋】
- 5-4. 欧州委員ポートフォリオ【保健衛生・AW】
- 5-5. 有力農業・食品関連団体

● 出典

令和7年9月

欧州連合日本政府代表部

1. EU総論

1-1. EU（欧州連合）とは



- **加盟国**：27か国
（英国は2020年1月31日にEUから離脱）
- **総人口**：4億4,838万人（2023年）
（日本の約3.6倍、米国の約1.3倍、中国の約0.3倍）
- **総GDP**：18.6兆ドル
（世界の名目GDPの約19%）
（日本の約4.4倍（4.2兆ドル）
米国の約0.7倍（27.7兆ドル）
中国の約1.0倍（17.8兆ドル））
※名目GDPは2023年データ

EUの重要性

- ① 米国と並び**国際社会の一極**を構成し、国際社会の平和と繁栄に主導的役割。（EUはG7・G20のメンバー）
- ② 民主主義，法の支配，人権，市場経済，自由貿易といった**基本的価値及び原則を体現**。
- ③ 世界のGDPの約19%，総人口約4.5億人を擁する，日本の主要貿易・投資相手。
（我が国の貿易総額の約10%（中，米に次ぐ第3位）（2022年），対外直接投資額（ストック）の約16%（米に次ぐ第2位）（2022年））

略 史

- 1952年 欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）設立（※独，仏，伊，ベルギー，蘭，ルクセンブルクでスタート）
- 1958年 欧州経済共同体（EEC），欧州原子力共同体（EURATOM）設立 = ローマ条約発効
- 1967年 ECSC，EEC，EURATOMの理事会及び執行機関を統合し，欧州共同体（EC）と総称
- 1993年 欧州連合（EU）設立（経済通貨同盟や外交・安保，司法・内務協力も行うマーストリヒト条約発効）
- 1999年 単一通貨ユーロ導入
- 2009年 リスボン条約発効（常任の欧州理事会議長ポスト，外務・安全保障政策上級代表を新設。意思決定の効率化や民主的統制（欧州議会の権限等）の強化。）

日EU関係

- 1974年 駐日欧州委員会代表部（現・駐日欧州連合代表部）開設
- 1975年 欧州共同体日本政府代表部（現・欧州連合日本政府代表部）開設
- 1987年 日EU産業協力センター設立
- 1991年 日EC共同宣言発出、定期首脳協議の年次開催を決定
- 2002年 日EU相互認証協定（MRA）発効
- 2018年 日EU経済連携協定（EPA）及び日・EU戦略的パートナーシップ協定（SPA）署名
- 2019年 日EU・EPA発効、日EU・SPAの暫定適用開始
- 2021年 日EUグリーン・アライアンス発足
- 2022年 日EUデジタル・パートナーシップ発足
- 2024年 日EU安全保障・防衛パートナーシップ公表

1-2. EUの体制



メツツォラ欧州議会議長
(マルタ欧州議会議員、EPP)
2024年7月16日再任。任期は2027年1月まで（2年半）。

欧州理事会 ＜首脳級＞

首脳レベルの最高協議機関

- ・一般的な政治的方針、優先順位を決定
- ・欧州委員長の提案権
- ・EU理事会の編成について決定
- ・欧州議会の構成に関する決定 等



コスタ欧州理事会議長
(元ポルトガル首相、S&D)
2024年12月1日就任、任期2年半
任期は2027年5月31日まで。
ユーロ圏首脳会議議長も兼任

＜共同決定機関＞

法案・予算・条約の承認権

欧州議会 (議席数：720)

②意見の表明



③承認又は立場の伝達
(必要な場合には調停。但し、最終的に欧州議会の同意が必要)

法案・予算・条約の承認権

EU理事会 ＜閣僚級＞

各加盟国からの閣僚レベルの代表で構成。
外務理事会、経済金融理事会など。
EU理事会の議長国は半年交代の持ち回り。
2025年上半期ポーランド、下半期デンマーク

欧州対外活動庁 ＜EU版「外務省」＞



カッラス外務・安全保障政策上級代表
(エストニア元首相、Renew)
2024年12月1日就任、任期5年
任期は2029年10月31日まで。



フォン・デア・ライエン欧州委員 (VDL)
(元独国防大臣、EPP)
2024年12月1日再任、任期5年
任期は2029年10月31日まで。

①提案

③承認
指示

①提案

欧州委員会

＜執行機関＞ 欧州委員：27名

閣僚に相当する欧州委員が計27名（委員長、上級代表を含む）。
2024年11月27日に欧州議会の同意付与手続きを経て、2024年12月1日就任。任期は2029年10月31日まで。

欧州中央銀行



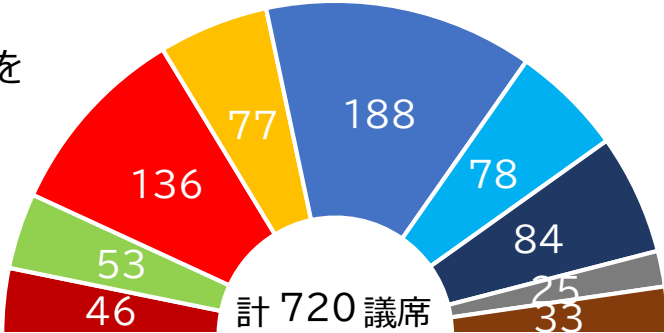
ラガルドECB総裁
(元IMF専務理事、仏出身)
2019年11月1日就任、任期8年。

選挙制度・任期・権限等

- **選挙制度**：各加盟国を選挙区とする直接選挙。比例代表制。
（具体的な実施方法は、各加盟国に委任（各加盟国の政党が候補者を擁立））
- **選挙権**：歳18歳以上の全てのEU市民（独・墺・ベルギー・マルタ16歳、ギリシャは17歳以上）
- **議席数**：各加盟国の人口比に基づき配分（下表参照）。
- **任期**：5年任期。現議会の任期は2029年6月まで。
- **活動**：本会議（原則毎月1回、3.5日間）を仏・ストラスブール、その他の会議をベルギー・ブリュッセルにて開催。
- **権限**：法案提出権はないが、法案・予算案の審議・議決権、条約締結の同意権、欧州委員長・委員の承認権あり。



メッツォラ
欧州議会議長
（EPP所属、マルタ出身）
2022年1月18日就任
2024年7月16日再任
任期は2027年1月まで
（約2年半）



国別議席配分

国名	議席数	国名	議席数
ドイツ	96	ブルガリア	17
フランス	81	デンマーク	15
イタリア	76	フィンランド	15
スペイン	61	スロバキア	15
ポーランド	53	アイルランド	14
ルーマニア	33	クロアチア	12
オランダ	31	リトアニア	11
ベルギー	22	ラトビア	9
チェコ	21	スロベニア	9
ギリシャ	21	エストニア	7
ハンガリー	21	キプロス	6
ポルトガル	21	マルタ	6
スウェーデン	21	ルクセンブルク	6
オーストリア	20		
		計	720

欧州議会の会派

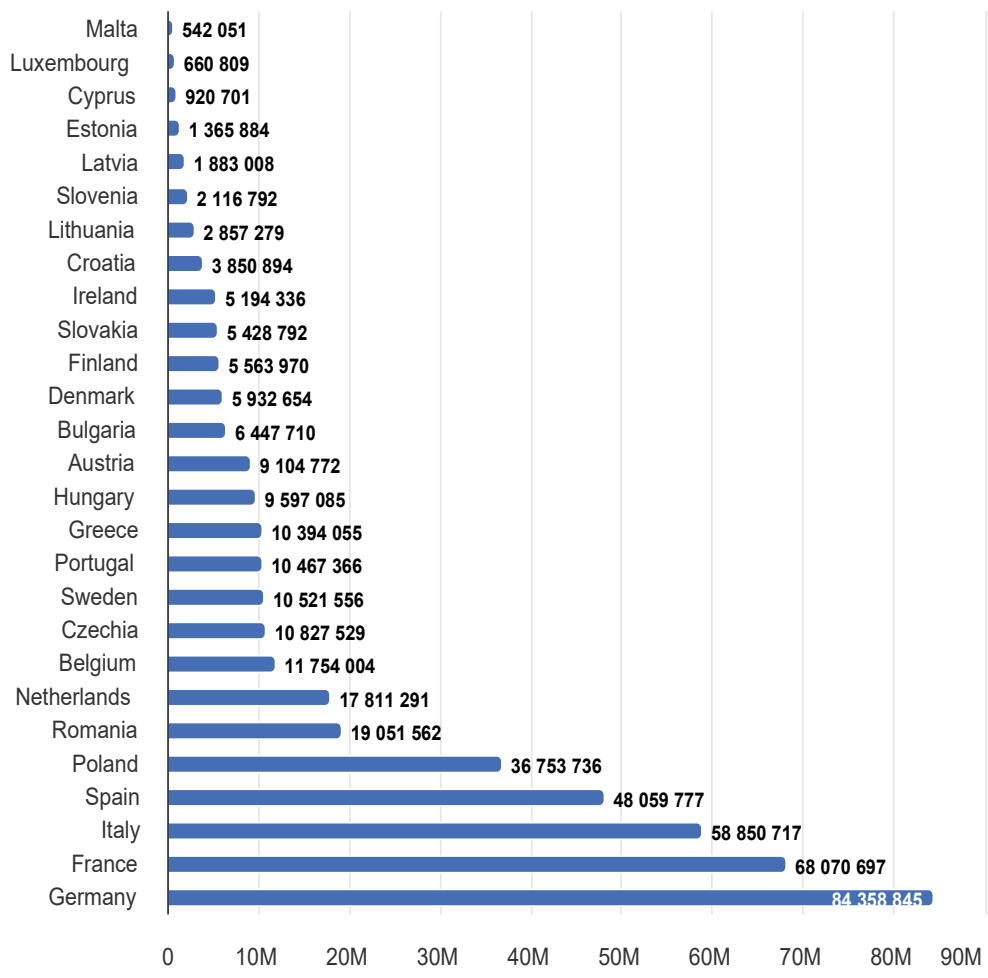
加盟国数の1／4（7か国）以上から選出された議員により構成され、かつ23名以上の議員を擁する議会勢力が会派を形成できる。以下、各国・会派の議席数（2024年6月）

会派名	傾向	議席数	国内政党
EPP（欧州人民党）	中道右派	188	独：CDU/CSU、仏：共和党等
S&D（社会民主進歩同盟）	中道左派	136	独：SPD、仏：社会党等
P f E（欧州の愛国者）	極右	84	仏：国民連合（RN）、ハンガリー：フィデス等
ECR（欧州保守改革）	右派	78	伊：イタリアの同胞、ポーランド：法と正義等
Renew Europe（欧州刷新）	リベラル	77	独：FDP、仏：再生等
Green/EFA（緑の党／欧州自由連盟）	環境派	53	独：同盟90/緑の党等
The Left（左派）	極左	46	独：左派党等、伊：五つ星運動等
ESN（主権国家の欧州）	極右	25	独：AfD、ポーランド：同盟等
無所属		33	

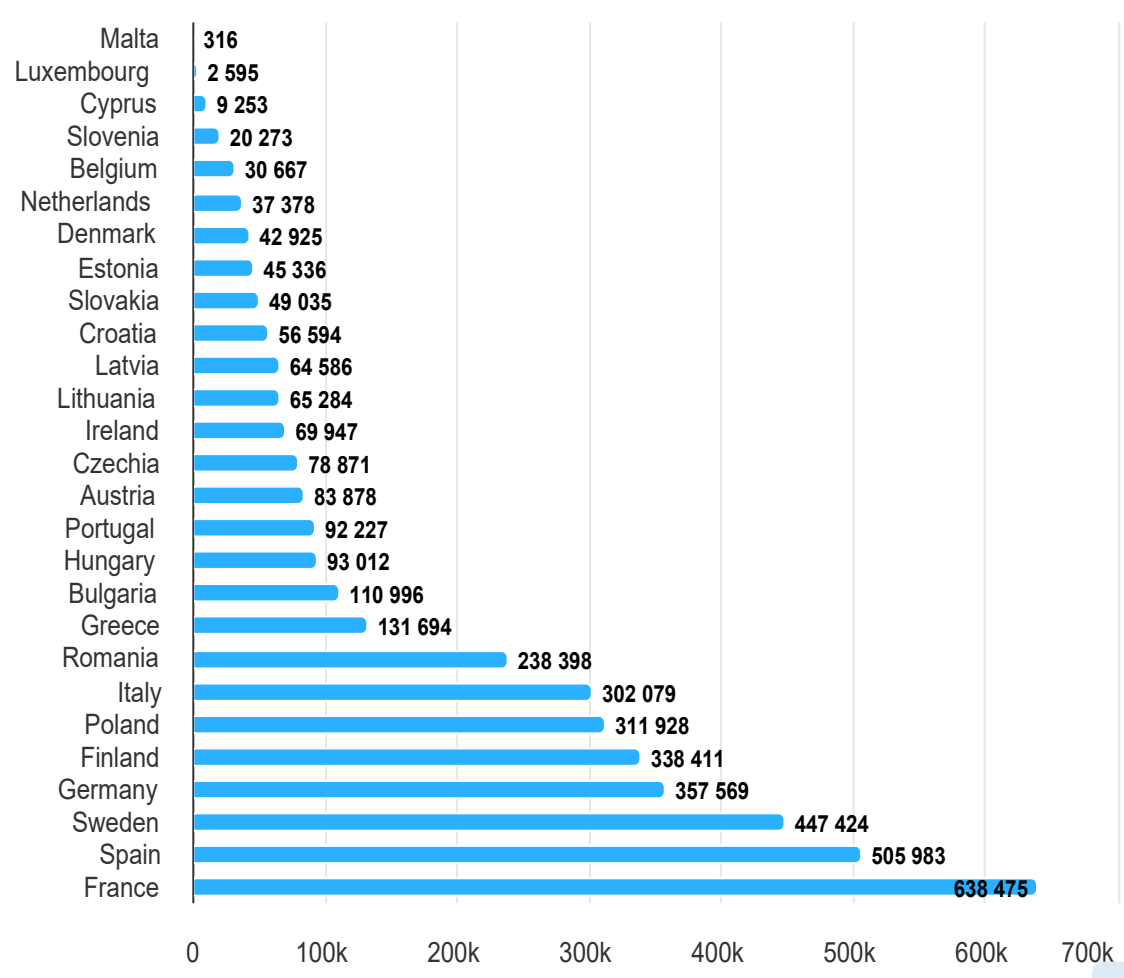
1-4. EUの基本情報①ー人口・面積ー

- 27の加盟国で構成される**EUの総人口は約4億4,800万人**(日本の約3.6倍。日本:1億2,400万人) であり、**総面積は423万km²** (日本の約11倍。日本:38万km²) 。
- 最も総人口が多いのはドイツの約8,440万人であり、マルタが約54万人と最小。最も面積が大きいのはフランスの約64万km²であり、マルタが約316km²と最小。

EU加盟国の人口（2023年1月時点。単位: 人）



EU加盟国の面積（2023年時点。単位: km²）

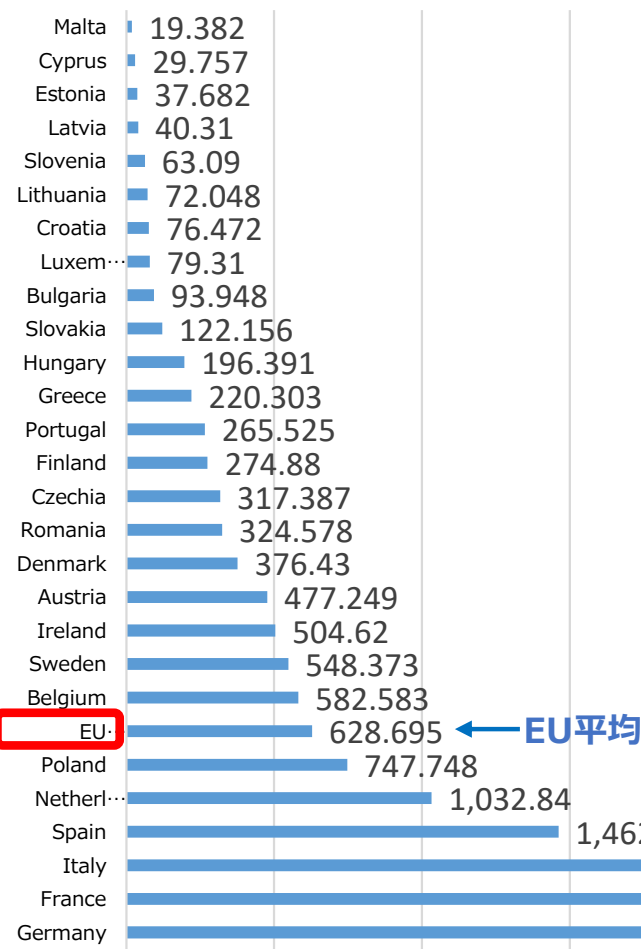


(EUホームページ掲載資料等を基に当代表部にて作成)

1-5. EUの基本情報②ーGDP・貿易ー

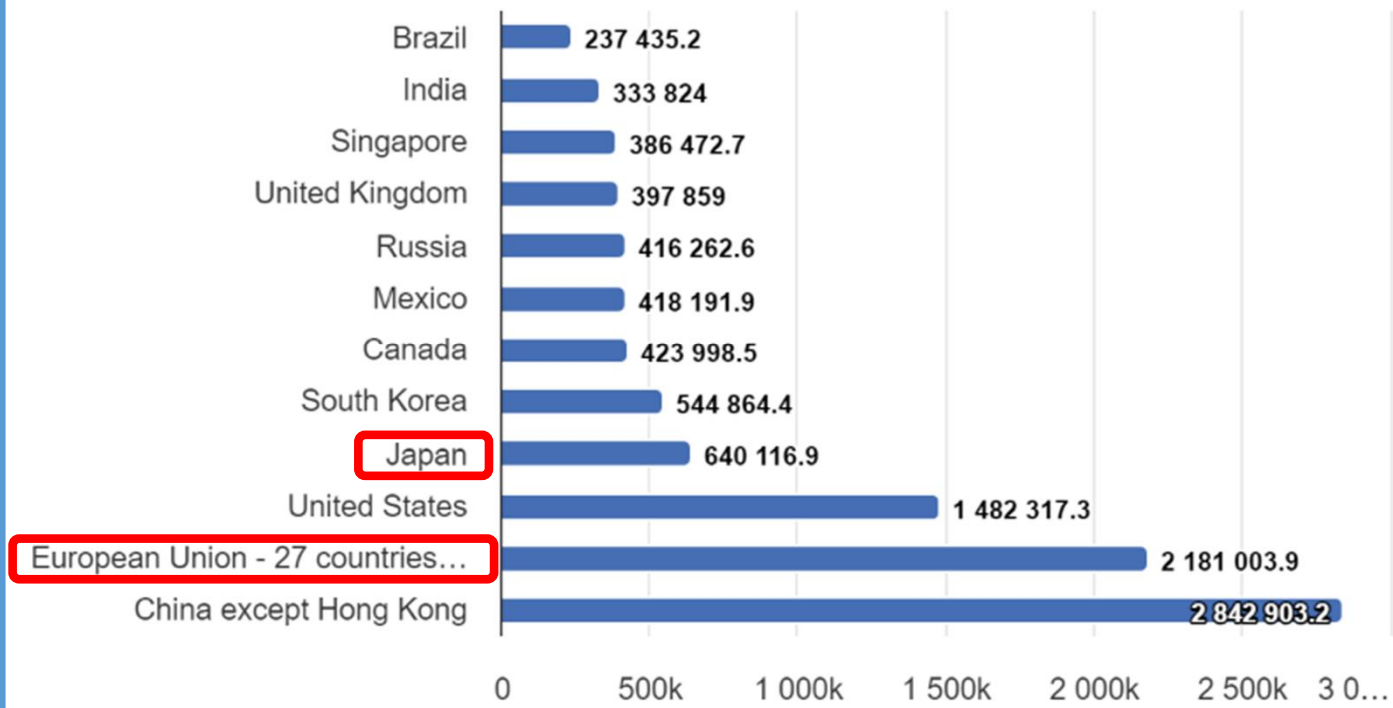
- 2023年のEUの国内総生産（GDP）は、約170,000億ユーロ。2020年時点では、EUのGDPの4分の1強をドイツ（25.1%）が生み出しており、フランス（17.2%）、イタリア（12.3%）、スペイン（8.4%）、オランダ（6.0%）が続く。また、EU総人口4億4,000万人の1人当たりGDPは2万5,000ユーロ。
- EU27カ国合計の貿易額は世界の物品貿易の約14%を占めており、EU、中国及び米国は、国際貿易における世界の3大プレイヤー。また、EUは世界80か国にとって最大の貿易相手国（米国は20か国強の最大の貿易相手国）。

EU加盟国のGDP比較（2023年）



世界貿易におけるEUの貿易額（2020年）

（単位:百万ユーロ）



（EUホームページ掲載資料等を基に当代表部にて作成）

0.00 500.00 1,000.00 1,500.00 2,000.00 2,500.00 3,000.00 3,500.00 4,000.00 4,500.00 （単位:百万ユーロ）

2. EU農林水産業の概況

2-1. EU農林水産業の概況①ー農業経営の状況ー

- EUは米国と並ぶ農業地域であり、フランスやエストニア等の一部の国を除き、**主に家族経営による農業**が営まれている（**EU農家の93%が家族経営**（※労働力の50%以上が家族によるもの）に分類（2020年））。また、北極圏域から地中海沿岸まで南北に広がった地形を反映して、**多様な農業形態を有するとともに、オリーブからオート麦まで多品種の農産物が生産されているのが特徴。**
- **EUには約910万戸の農家**があり、そのうちの290万戸（EU全体の31.8%に相当）がルーマニアに所在。ポーランド130万戸（14.4%）、イタリア110万戸（12.5%）、スペイン91万戸（10.1%）と続く。（2020年）
- **EU平均で約32%が女性経営者**となるなど、その割合は徐々に増加。リトアニア（44.9%）やラトビア（44.8%）では経営者の半数近くが女性である一方、ドイツ（10.8%）やオランダ（5.6%）における割合は全体の1割前後。（2020年）
- **55歳以上の高齢経営者の割合も増加傾向**であり、**EU平均で約58%。**オーストリア（31.9%）やポーランド（39.4%）ではその割合が低い一方、キプロス（76.4%）やポルトガル（73.6%）などでは7割以上が高齢経営者。（2020年）

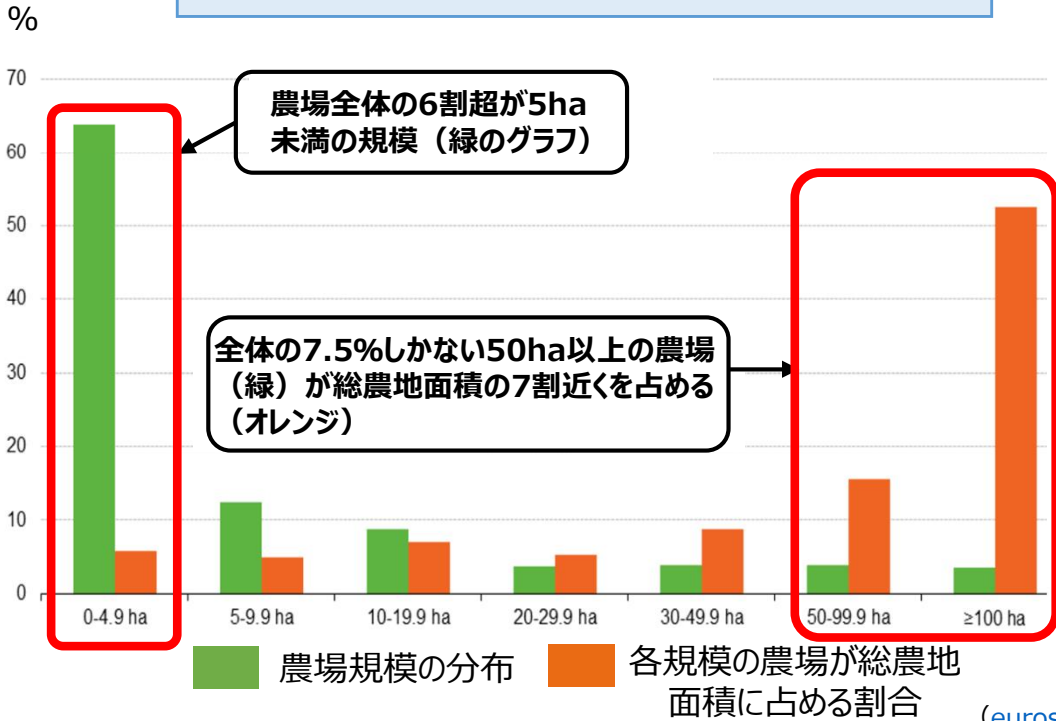


	EU全体	フランス	ドイツ	イタリア	スペイン	ポーランド
農家戸数	9,067,300	393,030	262,560	1,130,530	914,870	1,301,490
小規模農家(年間生産額 €8,000未満)	65.6%	14.2	15.8	52.2	49.0	63.9
家族経営農場	87.8%	54.3	81.0	90.4	76.8	97.9
女性経営者	31.6%	21.4	10.8	31.5	28.6	34.4
若手経営者(35歳未満)	6.5%	9.7	7.6	5.5	3.9	11.0
高齢経営者(55歳以上)	57.6%	43.9	46.7	67.3	66.8	39.4

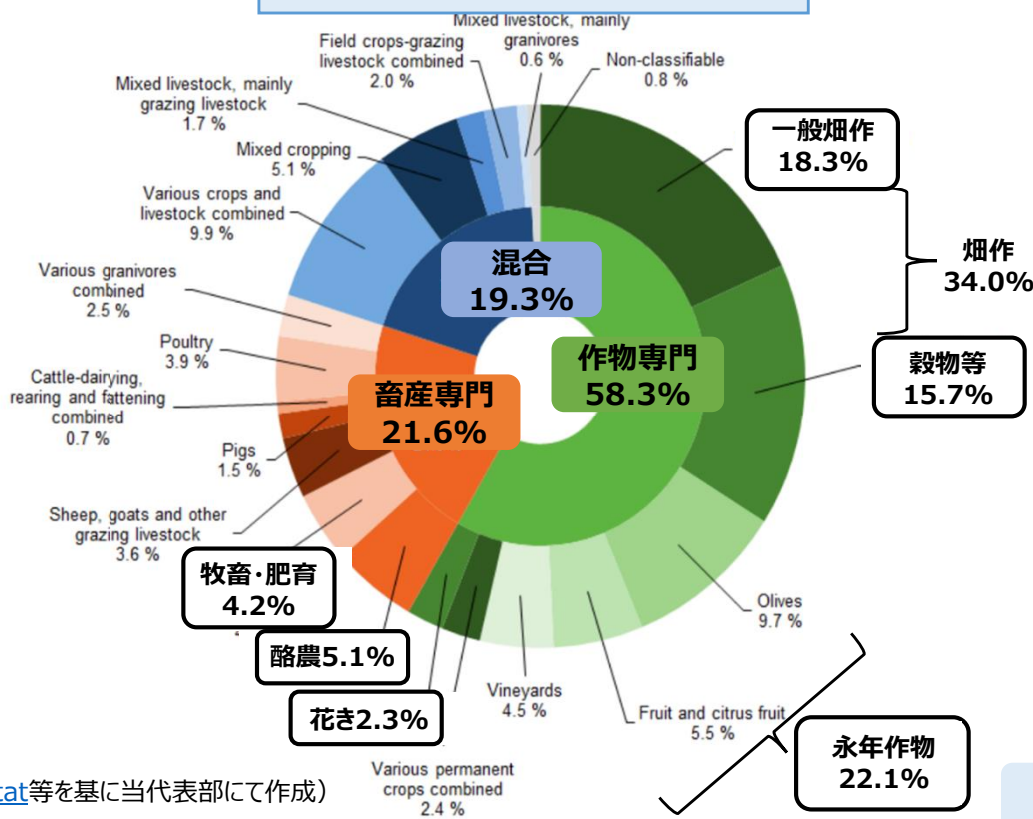
2-2. EU農林水産業の概況②ー農場規模・農地面積/農場の種類ー

- EUにおける農用地面積（1億5,500万ha: EU全体の国土面積4億2,500万haの37.8%）は、加盟国全体の国土面積（412万km²）の約4割を占めているが、年々減少傾向。
- EUの農場のほぼ3分の2が5ha未満の規模である一方、EU農場の7.5%しかない50ha以上の規模の農場の総面積が農地面積の3分の2（68.2%）を占めている。なお、平均経営面積の最大はチェコ（130ha）、最小はマルタ（1.2ha）と国毎に大きく異なっている。（2020年）
- EU農場の約6割（58.3%）が作物専門農場に分類。全農場の約3分の1（34.0%）が畑作専門農場であり、ジャガイモやテンサイといった根菜類や畑作野菜等を専門とする一般畑作農家が最も多い（18.3%）。これに、穀物や油糧種子を栽培する専門農場（15.7%）が続く。（2020年）
- また、EU農場の約5分の1（21.6%）が畜産専門農場であり、その中でも酪農専門農場（5.1%）と牧畜・肥育専門農場（4.2%）が最も多い。そのほか残りは畑作と畜産の混合農場（19.3%）などが存在。

農場規模と農地面積の分布（2020年）



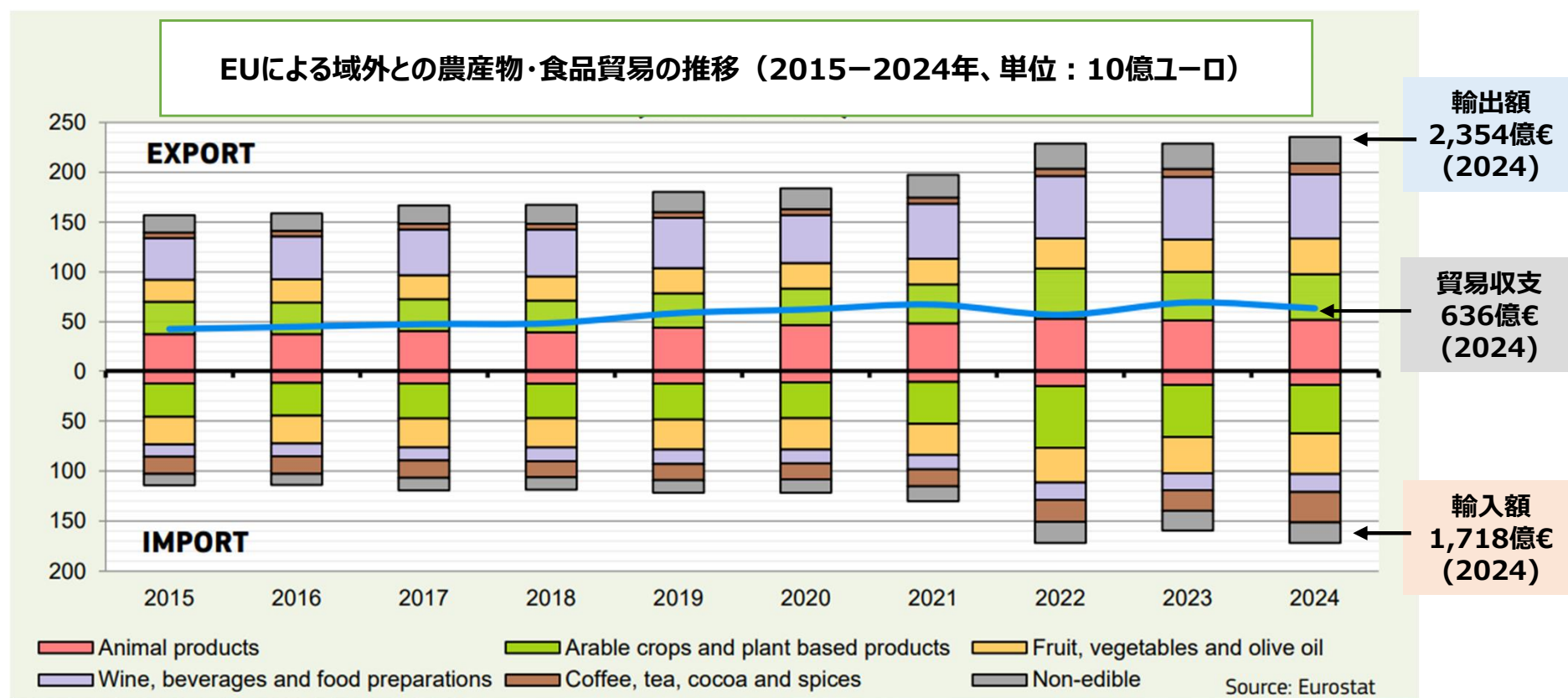
農場の種類（2020年）



(eurostat等を基に当代表部に作成)

2-3. EU農産物・食品貿易①—概況—

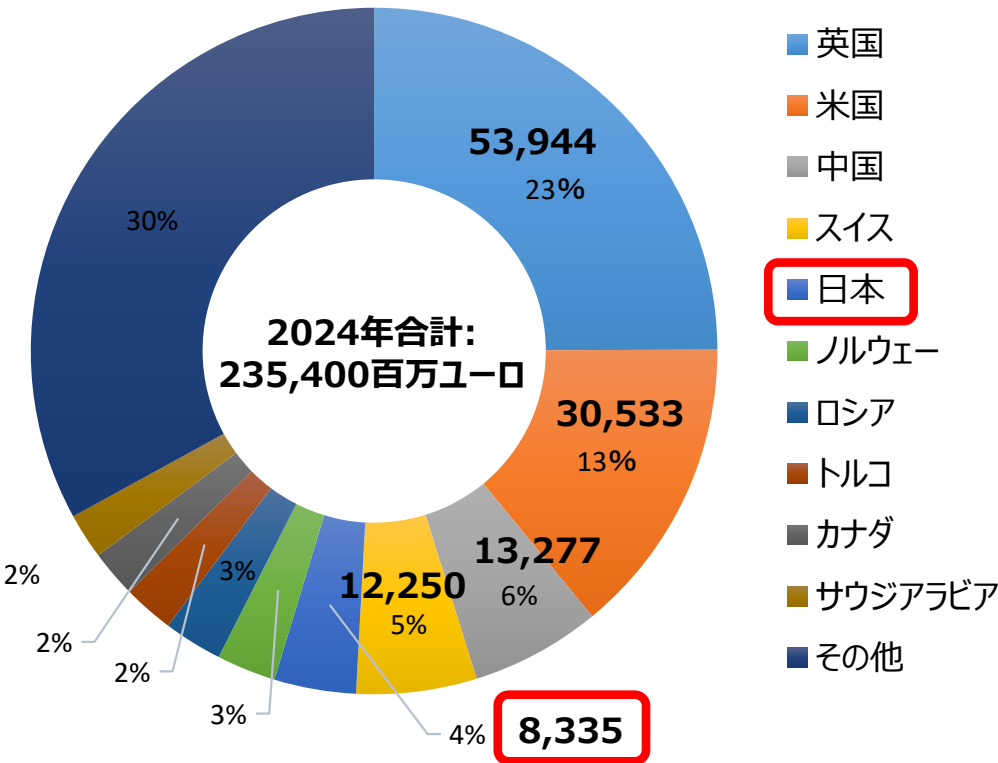
- 2024年のEU農産物・食品輸出額は過去最高の2,354億ユーロ（前年比3%（66億ユーロ）増）。輸入額は1,718億ユーロ（前年比8%（124億ユーロ）増）。結果としてEU農産物・食品の貿易収支は636億ユーロの黒字（前年比8%（58億ユーロ）減）。
- 穀物調整品、乳製品やワイン等多様な品目を主に輸出。価格の上昇によりオリーブ・オリーブ油及びカカオ製品が大幅に増加する一方、穀物については価格の低下等により輸出額が減少。
- カカオ製品、果物・ナッツ類、油糧種子等の品目を主に輸入。カカオ製品及び果実・ナッツ類の価格が上昇。輸入製品は特定の製品カテゴリー（果物・ナッツ、油糧種子、コーヒー、紅茶、ココア等）に集中しており、これらのカテゴリーが輸入の約40%を占める。



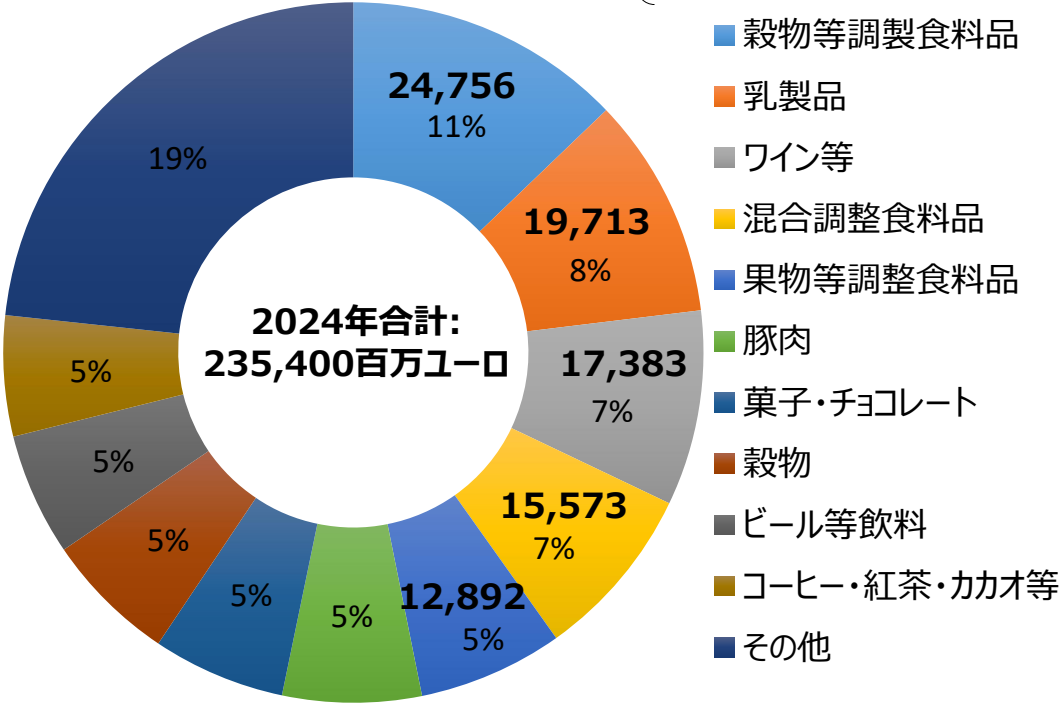
2-4. EU農産物・食品貿易②ー輸出の状況ー

- **EU農産物・食品の輸出先国**については、**英国がトップ**（539億ユーロ、前年比4%（22億ユーロ）増）。**次いで米国**（305億ユーロ、前年比12%（33億ユーロ）増）であり、米国への輸出増はオリーブ油やカカオ製品の世界的な価格上昇によるところが大きい。これに中国（133億ユーロ）が続く。**日本は上位5番目の輸出先国**（84億ユーロ）であり、**上位5つの輸出先国への合計が輸出額全体の50%以上**を占めている。（2024年）
- **EU農産物・食品の輸出品目**については、**穀物等調整食料品、乳製品及びワイン等の品目が輸出額の全体の4分の1**を占めている。近年、**オリーブ油とカカオ製品の価格高騰・輸出増加**が続いており、輸出額は、オリーブ油：72億ユーロ（前年比41%（21億ユーロ）増）、カカオ製品：11億ユーロ（前年比32%（26億ユーロ）増）。（2024年）

輸出先国上位10カ国



輸出額上位10品目

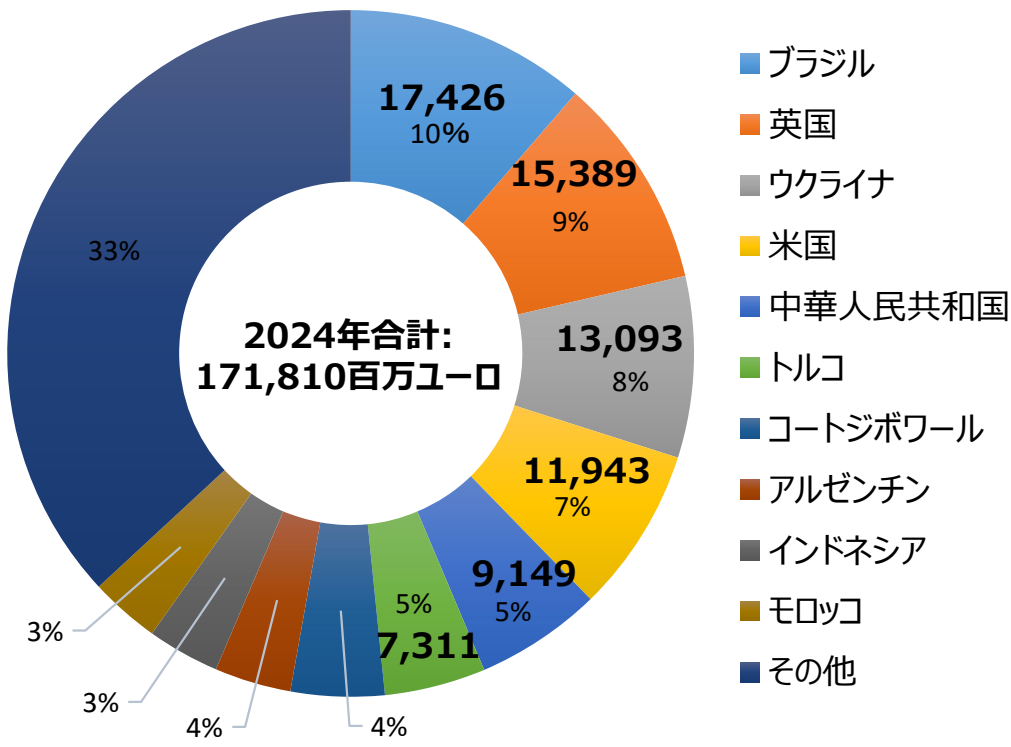


両グラフともに2024年のデータ
単位:百万ユーロ

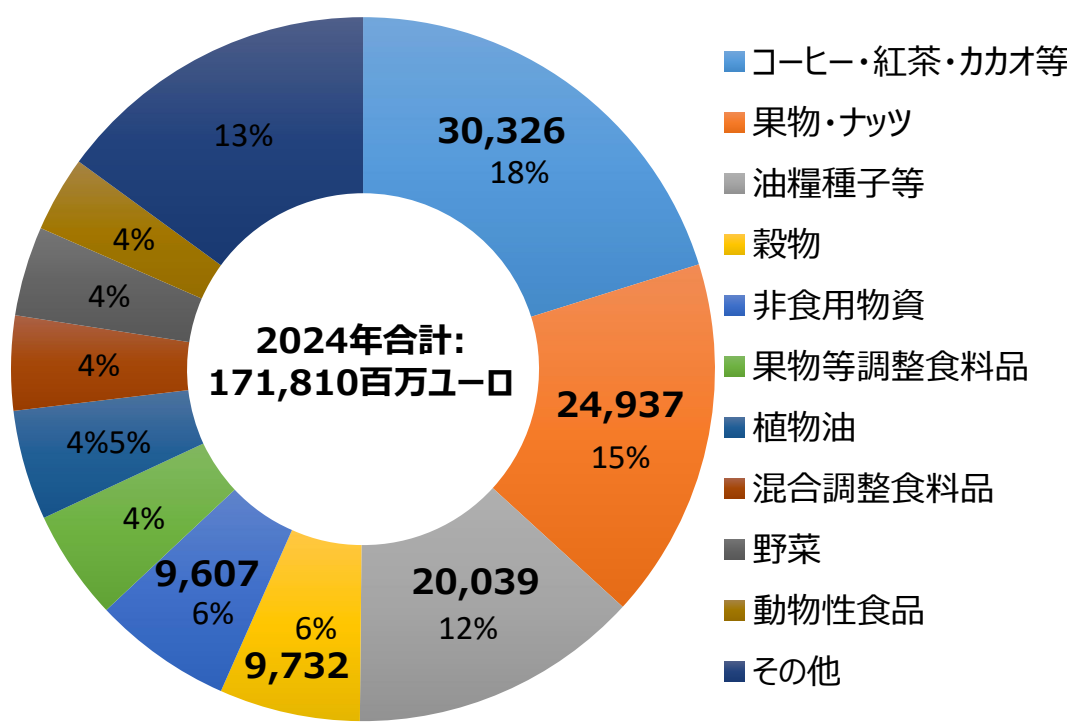
2-5. EU農産物・食品貿易③ー輸入の状況ー

- **EU農産物・食品の輸入相手国**については、**ブラジルがトップ**（174億ユーロ）で油糧種子や大豆等のタンパク質作物が主な輸入品目。次いで、スピリッツ等の産品を**英国（154億ユーロ）**から輸入。**第3位のウクライナ**からは131億ユーロ（前年比11%（13億ユーロ）増）輸入しており、野菜油や油糧種子の増額が目立つ。（2024年）
- **EU農産物・食品の輸入品目**については、**カカオ製品**（303億ユーロ、前年比47%（97億ユーロ）増）、**果実・ナッツ**（250億ユーロ、前年比12%（26億ユーロ）増）、**油糧種子等**（200億ユーロ）が**主要品目**。近年、カカオ価格高騰による**カカオ製品の価格上昇**（e.g. カカオ豆価格は前年比90%増）や**果実・ナッツの価格上昇**が輸入総額の増加を牽引。（2024年）

輸入相手国上位10カ国



輸入額上位10品目

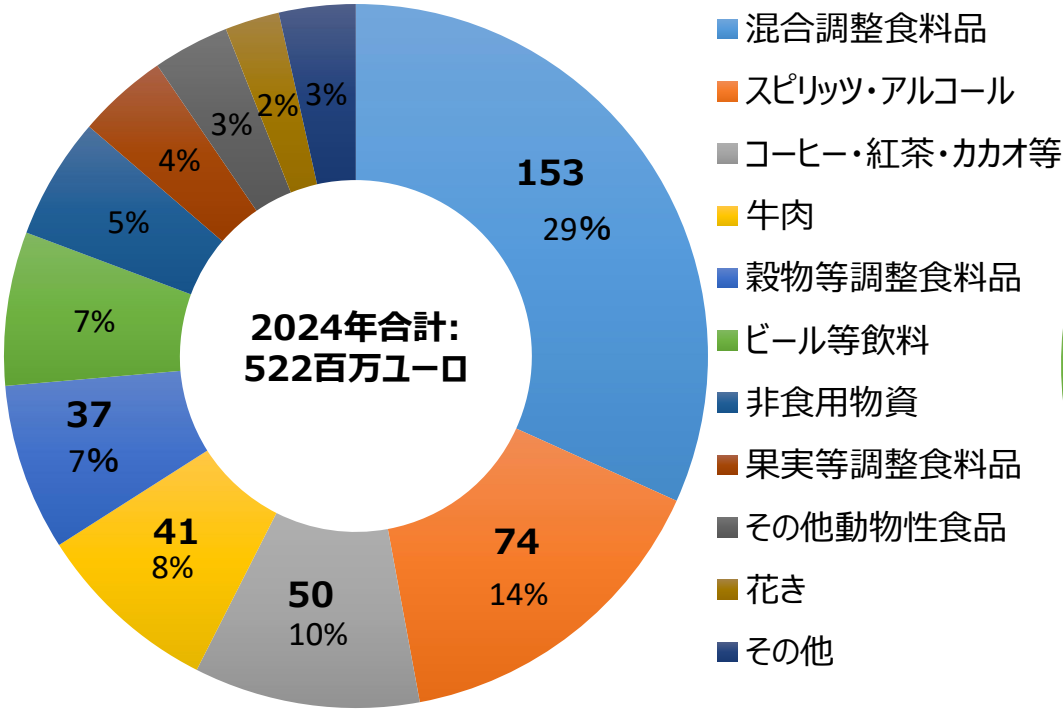


両グラフともに2024年のデータ
単位:百万ユーロ

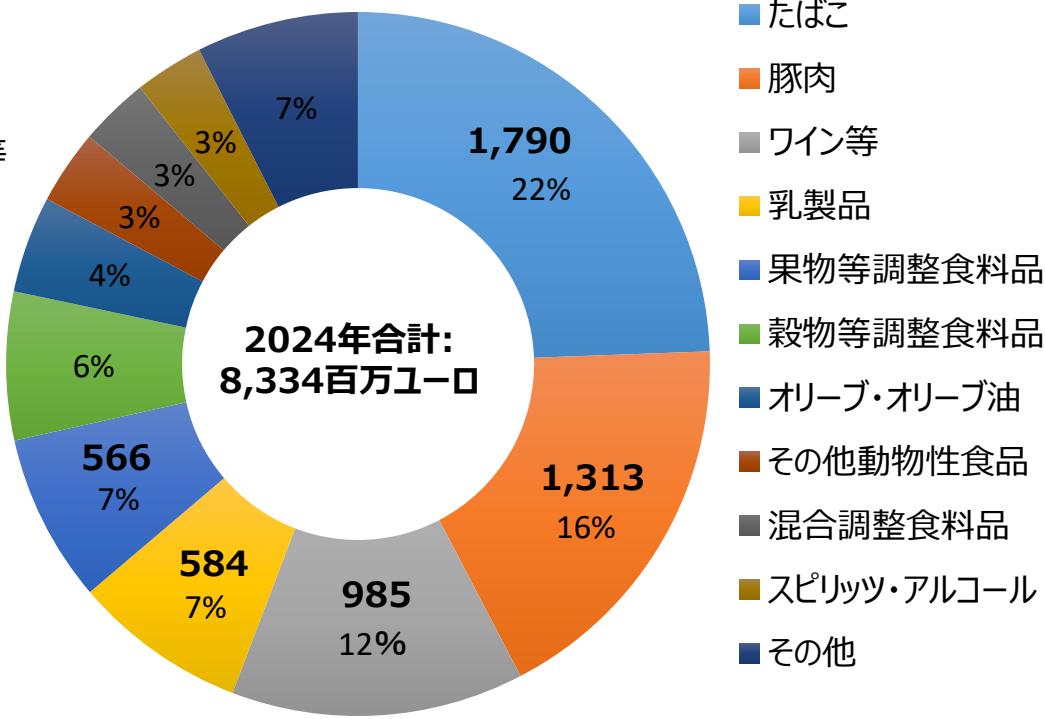
2-6. 日EU農産物・食品貿易の概況

- **日本からEUへの農産物・食品輸出**（2023年）については、ソース混合調味料等の**混合調整食料品**が**4分の1以上**（153百万ユーロ）を占め、これにスピリッツ・アルコール（74百万ユーロ）、コーヒー等製品（50百万ユーロ）が続く。
- **EUからの農産物・食品輸入**については、**たばこがトップ**（1,790百万ユーロ）であり、これに豚肉（1,313百万ユーロ）、ワイン等（985百万ユーロ）が続き、**これら3品目で全体の半分以上を占める**。（2024年）
- **日EU農産物・食品貿易**は、日本からEUへの輸出額に比べ、**EUから日本への輸出額が約16倍の金額**となっており、大幅な輸入超過の状況。

輸出【日本→EU】
上位10品目



輸入【EU→日本】
上位10品目



（両グラフともに2024年のデータ
単位:百万ユーロ）

3. EU共通農業政策（CAP） の概要

3-1. EU共通農業政策の概要（目的・変遷）

目的及び必要性

- 欧州経済共同体（EEC）において、**農業分野における関税同盟と共同市場を形成、加盟国の農業政策の統一化を目的として、1962年から共通農業政策（CAP: Common Agricultural Policy）を導入。**
- 特に、農業分野においては、①農業生産が天候や地理的条件等に左右されやすいこと、②農産物市場の不安定性などを踏まえ、**域内への十分な食料の供給及び農業者に対する公正な所得水準の確保を実現することが目的とされた。**

制度の変遷

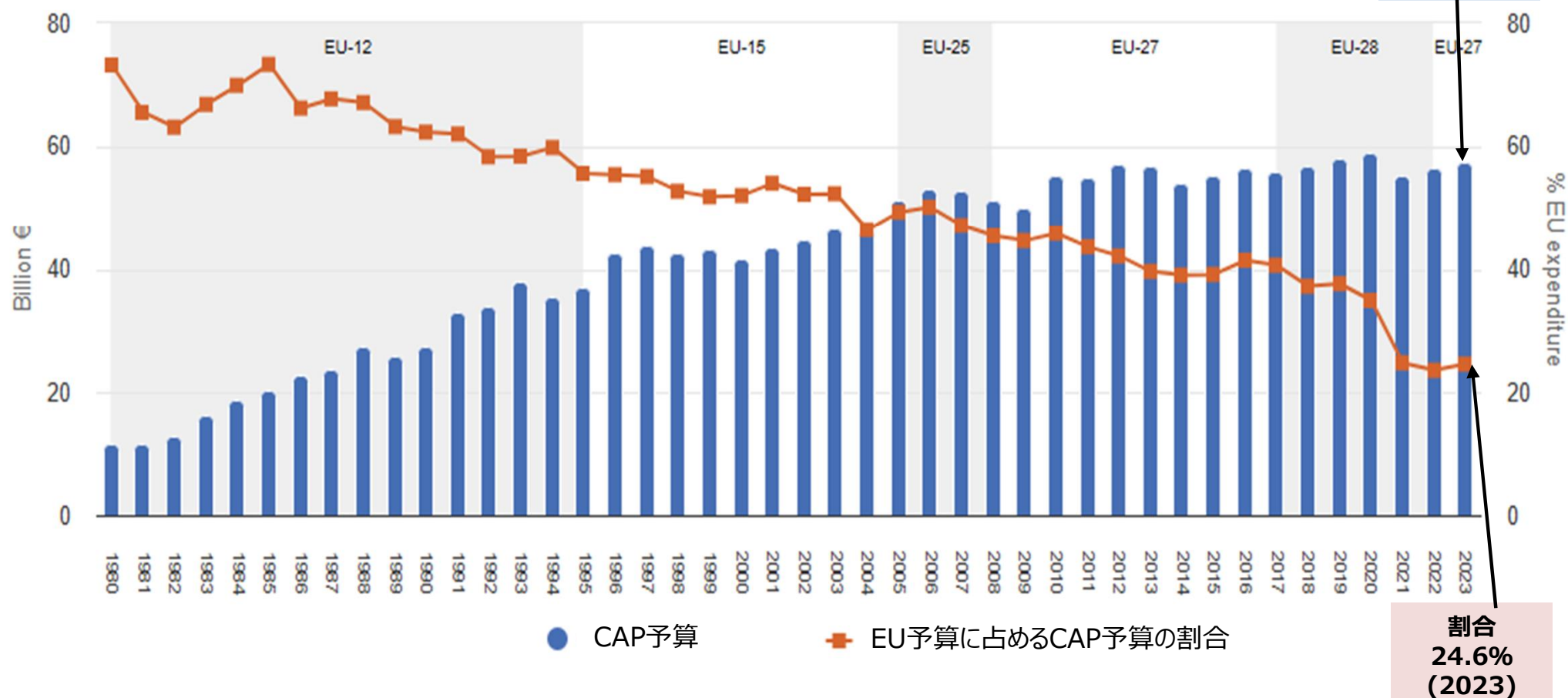
- 1960年代以降、第2次世界大戦の食料不足の状況下、農業生産拡大を誘導するため価格支持（介入買入）を実施。
- 1980年代に入り、高水準の価格支持による膨大な余剰生産物の発生に伴い、これら農産物を輸出補助金により域外で売却。1992年に改革を実施し、支持価格の引下げ及びその補償として直接支払いを導入。
- 1999年以降、直接支払いを中心とする価格・所得政策（第1の柱）と条件不利地域支払い、青年農業者支払い等を実施する農村振興政策（第2の柱）による枠組みが確立。
- その後、その時々々の要請を踏まえ、生産とリンクしない過去の支払実績に基づく直接支払い（デカップル支払い）の導入（2003年）や、環境・気候変動課題への対応をより重視した制度への見直し（2013年）等を実施。
- 直近においては、**更なる環境・気候変動への取組を行う農業者に対する上乗せ支援措置として、エコ・スキームを導入（現行CAP: 2023-27年）。**

3-2. EU共通農業政策の概要（予算の推移）

- 1992年以降、直接支払制度の導入により価格支持や輸出補助金の予算が減少する一方、直接支払や農村振興予算は増加しており、**CAP予算全体では500億から600億ユーロの水準を維持**。【564億ユーロ(2022年)→575億ユーロ(2023年)】
- 一方、**CAP予算がEU予算全体に占める割合**は、1990年代前半まで6割以上と高水準であったが、CAP改革やEUの直面する課題が多様化する中、EU予算に占める他のEU政策の割合の増加（移民政策、防衛協力等）により、**近年その割合は3割以下まで減少**。【EU総支出約2,340億ユーロのうち、CAP予算は575億ユーロ（全体の24.6%、2023年）】

CAP予算の推移（1980－2023年）

(10億ユーロ)



3-3. EU共通農業政策の目標

- 現行EU共通農業政策(2023-27年)は、小規模農家により的を絞った支援を提供し、EU加盟国が地域の状況に適応した対策を講じるための柔軟性を高めている。
- 各加盟国のCAP戦略計画の実施により現行CAPが施行(2023年1月1日)。
- 欧州委員会は、CAPにおいて重要な9つの目標と分野横断的な1つの目標を設定。



		目標	具体的目標
経済的持続可能性と支援の公平性	1	農業者の公正な所得確保	長期的な食料安全保障と農業の多様性を強化し、EUにおける農業生産の経済的持続可能性を確保するため、EU全体の農業所得と農業部門の回復力を支援する
	2	競争力強化	市場志向を強化し、研究、技術、デジタル化により重点を置くなど、短期的・長期的な農業の競争力を高める
	3	フードチェーンにおける農家の交渉力強化	バリューチェーンにおける農家の地位を向上させる
環境と気候の持続可能性	4	気候変動への対策	温室効果ガス排出量の削減や炭素隔離の強化など、気候変動の緩和と適応に貢献し、持続可能なエネルギーを促進する
	5	環境への配慮	化学物質への依存を減らすことを含め、水、土壌、空気などの天然資源の持続可能な開発と効率的な管理を促進する
	6	景観や生物多様性の保全	生物多様性の損失の阻止と回復に貢献し、生態系サービスを強化し、生息地と景観を保全する
社会的持続可能性	7	世代交代への支援	若手農業者や新規就農者を誘致・維持し、農村地域における持続可能な事業開発を促進する
	8	農村地域の活性化	農村地域における雇用、成長、農業への女性の参加を含む男女平等、社会的包摂、循環型バイオエコノミーや持続可能な林業などの地域開発を促進する
	9	食料や健康の質の確保	高品質、安全で栄養価が高く、持続可能な方法で生産された食品など、食品・健康に関する社会的な要請に対するEU農業の対応改善、食品ロスの削減、アニマルウェルフェアの改善、AMRへの取組を行う
分野横断的	10	知識とイノベーションの育成	農業と農村地域における知識・革新・デジタル化の促進・共有と、研究・イノベーション・知識交換・トレーニングへのアクセス改善を通じた農業者の採用促進による農業と農村地位の現代化を進める

3-4. EU共通農業政策の柱

- EU共通農業政策(CAP)は、食料の安定供給、農業者の所得補償、環境保全農村振興等を目的とするEU域内共通の総合的農業政策であり、**所得・価格政策（第1の柱）**と**農村振興政策（第2の柱）**で構成。

所得・価格政策【第1の柱】

直接支払制度

制度		加盟国の実施裁量	各国の直接支払い予算に占める割合
デカップル支払い	基礎的所得支持（※1）	義務	以下の残額
	再分配所得支持	義務	10%以上
	青年農業者所得支持	任意	3%以上
	エコ・スキーム(eco-scheme)（※2）	義務	25%以上
カッブル支払（※3）		任意	13%以下
小規模農業者支払い		任意	—

（※1）基礎的所得支持

全ての農業者を対象とする基礎的な直接支払い。受給要件として気候・環境、労働者保護等の法令遵守を義務付け(conditionality)。

（※2）エコ・スキーム(eco-scheme)

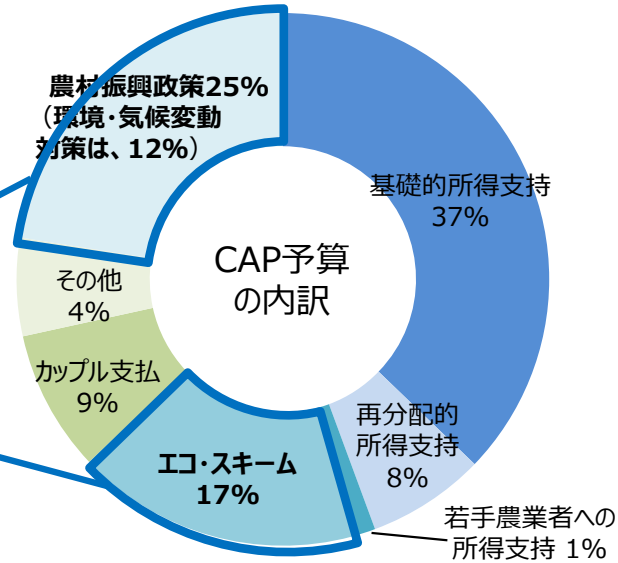
基礎支払いの上乗せとして、更なる環境・気候変動への取組の達成を受給要件として課すもの。

（※3）カッブル支払

経済的、社会的、環境上重要で生産維持が困難な特定の品目について生産とリンクしたカッブル支払いを認めるもの（例：牛肉、乳製品等）。

価格支持

- 作物毎に支持価格を定め、市場価格がそれを下回った場合に、各国の機関等が買支え等を実施。
（対象品目：小麦、大麦、コメ、牛肉、バター、脱脂粉乳等）



農村振興政策【第2の柱】

- 各加盟国は、農村地域の競争力強化、環境・気候変動対策、地域経済発展・雇用創出等を目的とした農村振興プログラムを実施。

具体的施策

- ・ 環境・気候変動関連施策
- ・ 自然等制約地関連施策
- ・ 青年農業者支援
- ・ 経営近代化への投資助成
- ・ 小規模農家向け施策
- ・ リスク管理施策 等

- 予算はEUと加盟国との共同負担。
- 各加盟国は、農村振興政策予算の原則35%（旧20%）以上を環境対策（農業・環境・気候変動関連対策、有機農業、条件不利地域への支払い等）に配分することを義務付け。

3-5. 現行EU共通農業政策のポイント

- 現行CAP(2023-27年)のポイントは、①加盟国の権限・責任の拡大、②コンプライアンス・ルール重視からパフォーマンス・成果重視への転換、③環境・気候変動の取組の強化（「グリーン・アーキテクチャー」）。

①加盟国の権限・責任を拡大

- 加盟国間で異なる農業実態・土地・気候条件等に対して、より柔軟な対応ができるよう、**加盟国の施策選択に係る裁量を拡大**。欧州委員会の設定した10の目標達成に向け、複数の施策メニューの中から、**自国の農業・農村課題に対応する上で必要な措置を特定し、「CAP戦略計画」案を作成**。欧州委員会の承認を得た上で、同計画に基づく施策を実施。
- 第1の柱（所得・価格政策）と第2の柱間の**予算枠の移転可能割合を拡大【最大15%→最大25%】**

②コンプライアンス・ルール重視からパフォーマンス・成果重視へ転換

- 加盟国は、毎年、予め定められた共通の指標に基づき、自国のCAP戦略計画の実施状況・成果等を検証の上、結果を公表（「**コンプライアンス・ルール重視からパフォーマンス・成果重視へ**」）。
- 欧州委員会は、各国のCAP戦略計画に基づく実績を継続的に監視・評価。

③環境・気候変動の取組を強化（「グリーン・アーキテクチャー」）

- 第1の柱に関して、「基礎支払い」と上乗せ措置である「グリーンング支払い」から成る方式を廃止。「基礎的所得支持」の受給について、**気候・環境、公衆衛生、動植物衛生、動物福祉に加え、労働者保護に係る法令の遵守を要件化（conditionality）**。
- 更なる環境・気候変動への取組を行う農業者に対して、**上乗せ支援「エコ・スキーム（eco-scheme）」を導入**。
- また、**第2の柱（農村振興政策）予算も原則35%（旧20%）以上※を環境・気候対策に配分することを義務付け**。※加盟国ごとに40%弱～75%程度と幅があるが、EU平均で48%。

4. EU農業政策をめぐる 最近の動向

4-1. EU農業政策をめぐる最近の動向①ーCAPの見直しー

CAP見直しのポイント

- 2024年3月15日、欧州委員会は、**EU農家が受け取るCAPによる補助金の支払い条件（コンディショナリティ）である「良好な農業・環境条件(GAEC)※」の要件緩和を含むCAP改正案を公表**。農業従事者のデモ等を受けたCAPの環境要件の緩和。
- ※GAEC : Standards on Good Agricultural and Environmental Conditions
 - **休耕地の設定など非生産的な用地への最低限度割当（4％）を定めるGAEC8**について、**当該割当義務を廃止**する一方、農家がそうした割当を行った場合の奨励制度を加盟国が新設し、財政支援が受給可能に。
 - **耕地における輪作について定めるGAEC 7**について、輪作の慣行は維持しつつも、**加盟国が輪作の代替手段として農家にとってより簡易に対応可能な作物多様化を選択できることを可能に**。
 - **非栽培時期など土壌が脆弱な期間中に土壌保全対策を行うことを定めるGAEC 6**について、①加盟国の状況に応じた「脆弱な期間」の定義設定や、②**特定の土壌の種類等の適用除外が可能に**。
 - **10ha以下の小規模農家**（CAP受益者の65％に相当、農地面積では約10％）は、**環境要件の遵守に関する監視と罰則が免除**。

見直しに至る経緯

- 2024年 2月1日 特別欧州理事会に合わせて、ブリュッセルにおいて農業従事者によるデモ発生
- 2月26日 ブリュッセルにおいて、農業従事者によるデモが再度発生
農漁業理事会において、CAP補助金の受給要件緩和を議論
- 3月15日 欧州委員会によりCAP改正案が公表
- 5月13日 **EU理事会においてCAP改正案が採択**（5月25日に発効）

4-2. EU農業政策をめぐる最近の動向②-「EU農業の将来に関する戦略対話」①-

「EU農業の将来に関する戦略対話」概要

- 2023年9月13日、欧州議会本会議における一般教書演説において、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が、農業に関する戦略対話実施の構想を発表。



「将来の食料供給を確保するために、私たちはEUの農業従事者と協力しなければなりません。だからこそ私たちは、EU農業の将来に関する戦略対話を開始したいのです。**私は、農業と自然界の保護は両立できると確信しています。私たちにはその両方が必要なのです。**」

ーフォン・デア・ライエン委員長、2023年一般教書演説（抜粋）ー

【議長】ピーター・シュトロ・シュナイダー教授（ドイツ連邦政府「農業の将来委員会」の元議長）

【構成】欧州農業組織委員会・欧州農業協同組合委員会（Copa-Cogeca）

欧州青年農業生産者協議会（CEJA）

FoodDrinkEurope（欧州の食品・飲料事業者団体）等の29の関係者が参加

- ①農家の適切な所得水準、②環境保護と両立する農業支援策、③先端技術の活用や④EU農業の国際競争力といった課題について、テーマごとに議論。

「EU農業の将来に関する戦略対話」最終報告書

- **2024年9月4日**、前年1月から本体会合として7回に渡り議論を重ねてきた「EU農業の将来に関する戦略対話」の**最終報告書**が公表。
- 本提言は、「戦略対話」から欧州委員会、欧州議会や各加盟国等に向けての提言という位置づけとなっており、欧州委員会は本提言を指針として、「**農業と食のビジョン**」(Vision for Agriculture and Food)を作成。



4-3. EU農業政策をめぐる最近の動向②-「EU農業の将来に関する戦略対話」②-

最終報告書のポイント

- 「欧州における農業及び食料に関する共通の展望（A shared prospect for farming and food in Europe）」と題された**最終報告書**は、10の政治的指導原則（報告書パートB）や農業・食料の各分野に関する5つの柱・14項目（下表参照）に渡る詳細な提言（報告書パートC）等で構成。
- 各分野への提言である5つの柱は、①持続可能で強靱かつ競争力のある未来に向けた協力、②持続可能な農業食品システムに向けた進展、③変革的なレジリエンスの促進、④魅力的で多様性のあるセクターの構築、⑤知識とイノベーションへのアクセスと活用の改善、で構成。

	項目	内容		項目	内容
1	フードバリューチェーンにおける農家の地位強化	農家とフードチェーンの競争力強化、透明性の向上、キャパビルの支援、不公正な取引慣行への対処	8	農業における温室効果ガス排出の削減	-温室効果ガス排出量の計測システムや削減目標設定方法の確立 -（農業の排出量取引制度について明確な結論を出すのは時期尚早としつつ）制度の実現可能性と妥当性評価の実施
2	持続可能性を実現するための新たなアプローチの展開	農業・食料部門における持続可能性を図るためのEUでの統一した共通基準（ベンチマークシステム）の策定	9	EUにおける持続可能な畜産のための道筋	-畜産が集中する地域での、「公正な移行基金」を利用した資金提供 -AW関連法令の改正、AWの表示制度のための新たな規制枠組み策定
3	新たな共通農業政策（CAP）の準備	-小規模農家、複合農家、青年農業者、新規参入農家といった、支援が必要な層への的を絞った支援の提供 -エコ・スキームや農業環境・気候変動関連対策への予算割当の増加	10	農地の保全管理の改善、水に強い農業の推進、革新的な植物育種の開発	-「2050年までに農地の純損失ゼロ」という法的拘束力ある目標の設定 -「欧州農地監視機構」立ち上げ -植物育種のイノベーションを支援するシステムの開発
4	移行のための資金調達	-公的・民間資本の活用による、CAP枠外における「一時的な公正な移行基金」の設立 -欧州投資銀行による融資パッケージの実施	11	リスク管理・危機管理の促進	-リスク管理手段と関連投資統合、農業保険へのアクセス改善 -現行の農業予備資金の改革
5	貿易政策における持続可能性と競争力の促進	-貿易政策と持続可能性政策の一貫性向上 -農業及び農産品に関する交渉アプローチ方法の見直し	12	魅力的で多様な農業・食料部門の構築	-土地の流動性の向上、適切な財政支援や教育の提供 -ジェンダー不平等や多様性の欠如への対応
6	健康的で持続可能な選択を容易なものにする	-EU食品表示法の全面的見直し -植物性食品等に対する消費者向け税制優遇措置の制定	13	知識・イノベーションへのアクセスと活用	-官民パートナーシップでの研究やイノベーションへの投資拡大 -規制手続きの合理化、デジタルの機会促進
7	持続可能な農業の強化	-農業の生物多様性促進、化学肥料・農薬の使用削減、栄養管理の改善、肥料の脱炭素化促進 -CAP枠外における「自然回復基金」の設立	14	ガバナンスの変革と新たな協力文化	-「欧州農業食品委員会」（EBAF: European Board on Agri-Food）の設立 -持続可能で強靱な農業・食料部門に関する更なる戦略策定

4-4. EU農業政策をめぐる最近の動向③ー「農業と食のビジョン」ー

「農業と食のビジョン」の公表

- 2025年2月19日、欧州委員会は、2040年までのEU農業及び食品政策の指針となる「**農業と食のビジョン**」(Vision for Agriculture and Food) (副題:「将来世代のため、魅力的な農業・食料部門をともにつくる」)を公表。
- 本ビジョンは、**第二期VDL政権発足後100日以内に発表することが公約**とされ、昨年9月に公表された「**EU農業の将来に関する戦略対話**」最終報告書の内容を受けたもの。



	優先分野	具体的取組
①	公正な生活水準の確保、魅力的な産業構築	・ 不公正な取引慣行に関する指令 (UTP) の見直し ・ 農産物共通市場組織 (CMO) 規則の改正 ・ インセンティブ重視のCAP補助金の受給要件 ・ 「世代交代戦略」の策定
②	競争力強化・強靱化	・ EU域内禁止農薬を用いて生産された農産品の輸入制限 ・ アニマルウェルフェア (AW) 関連規則の見直し ・ 「タンパク質戦略」の策定 (サプライチェーンのデリスキング)
③	環境政策との両立	・ 自主的なベンチマークシステム「農場持続可能性指針」の策定・導入 ・ 欧州食品安全機関 (EFSA) における審査の適正化・迅速化 ・ 「回復力のある水戦略」の策定
④	農村地域の活性化	・ 消費者、農家、産業界、官界等の幅広い関係者を対象とした食料対話 (Food Dialogue)を開催 ・ 「農村アクションプラン」の改訂

農産品輸出に大きな支障となる可能性【ミラー条項】

4-5. EU農業政策をめぐる最近の動向④ーCAP簡素化ー

共通農業政策の簡素化案公表

- 2025年5月14日、欧州委員会は、共通農業政策（CAP）の[簡素化案](#)を公表。今後、理事会や欧州議会において提案を議論。

【簡素化案のポイント】

- 小規模農家への年間直接支払い上限額を、1,250→2,500ユーロへと拡大。これにより直接支払いに係る農家の申請コストや加盟国の行政コストが削減。
- CAPにおける直接支払いの受給要件である「良好な環境要件(GAEC)」のうち、
 - ①永年牧草地の保全要件の緩和（GAEC1）
 - ②湿地泥炭地の保全要件の緩和(GAEC2)
 - ③有機農業の実践農家について複数のGAEC要件を遵守したとみなす措置を導入。
- そのほか、加盟国による実地検査業務の簡素化、デジタル化支援による競争力強化等についても規定。

次期CAPに向けた議論

- ハンゼン農業・食料担当欧州委員は、次期CAPは、「よりシンプルで、農家にとって過度な官僚主義を減らすべき」、「条件からインセンティブへ」（より環境負荷低減を図る農業への誘導）、「よりのめを絞ったものにすべき」（より小規模農家や新規就農者へ補助金を配分する方向性）という立場。一方、欧州議会議員や加盟国などには、これまで通りのかたちでのCAPの維持を望む声も。

4-6. EU農業政策をめぐる最近の動向③一次期CAP案の公表ー

次期CAP案の公表

- 2025年7月16日、欧州委員会は、2028から2034年までの次期多年度財政枠組み（MFF）案の公表に合わせ、次期（2028-2034）共通農業政策（CAP）案を公表。



「CAPは真の共通政策であり、連帯政策であり、欧州食料安全保障の要である。次期CAPは引き続きEU予算の土台であり続け、よりシンプルで、よりのめを絞った、よりインパクトのある政策となるだろう。」

ークリストフ・ハンゼン農業・食料担当欧州委員長（欧州委員会HPより抜粋）ー

- CAPはその創設以来、EU予算のうち独立した予算であったが、提案では結束関係予算とともに「**国家・地域パートナーシップ基金**」（NRPP）として統合。（予算約3,000億ユーロ＜現行3,866億ユーロ）
- 新たな予算の建付により環境要件やインセンティブ支払に関する加盟国の裁量が拡大する一方、農業に対する予算配分の減少やEU域内での農業政策の分断の懸念も。

	提案の柱	具体的提案
①	所得支持	- 直接支払制度における逡減型面積支払の導入 - 青年農家、小規模農家、家族経営農家や自然制約地域の農家への支援拡充 - カップル支払の上限割合の引上げ - コンディショナリティ「GAEC」から「保護取組（protective practice）」への移行 等
②	インセンティブ	- 現行のエコ・スキームと農業環境措置の統合 - 持続可能農業への移行リスクの軽減のための財政的支援の創設 等
③ ④	イノベーション・ 地方起業	「世代交代戦略」の実施、青年農家向け支援総合パッケージの作成を加盟国に義務付け - LEADER事業の強化 - 農家に対して病気、休暇時の代替支援を提供するサービスの創設 等

5. EU農林水産業に関する 政治・行政構造

5-1. EU農林水産業に関する政治・行政構造①ー担当欧州委員ー

分野	農業・食料	漁業・海洋	保健衛生・アニマルウェルフェア
欧州委員 Commissioner	 クリストフ・ハンゼン Christophe Hansen (ルクセンブルグ)	 コスタス・カディス Costas Kadis (キプロス)	 オリヴェール・ヴァールヘイ Olivér Várhelyi (ハンガリー)
総局	農業・農村開発総局 (DG AGRI: Agriculture and Rural Development)	海事・漁業総局 (DG MARE: Maritime Affairs and Fisheries)	保健・食品安全総局 (DG SANTE: Health and Food Safety)
総局長 Director-General	 ヴェルナー総局長 Elisabeth Werner	 ヴィチェバ総局長 Charlina Vitcheva	 ガリーナ総局長 Sandra Gallina
関連 EU理事会	農漁業理事会 Agriculture and Fisheries Council		雇用・社会政策・保健・ 消費者問題理事会 Employment, Social Policy, Health and Consumer Affairs Council

5-2. EU農林水産業に関する政治・行政構造②ーポートフォリオ【農業・食料】ー

欧州委員 Commissioner	クリストフ・ハンゼン【農業・食料担当】 (ルクセンブルグ) 
ミッション・レター※ における主な任務 ※VDL委員長から各委員へ送られるの職務内容に関する書簡	・ 就任100日後の「農業・食のビジョン」策定 ・ 小規模農家といった支援を必要とする者に的を絞った次期共通農業政策（CAP : Common Agricultural Policy）の検討 ・ フードバリューチェーンにおける農家の公正かつ適正な所得確保 ・ 農業における持続可能性実現のためのEUワイドでの共通基準の策定 ・ フードバリューチェーンの競争力強化のための欧州投資銀行等との連携による投資・イノベーションの促進 ・ 農業における世代交代の支援 ・ 農業における気候変動リスクへの対応（気候変動適応戦略、欧州における水の強靱化戦略への貢献） ・ EU食料主権の強化
注目点	・ 2024年9月4日に公表された「戦略対話」報告書を受け、就任100日以内に「農業と食のビジョン」を策定。 ・ ポートフォリオに食料安全保障強化の観点から「食料」が追加。 ※DG SANTEの食品衛生部門を所掌するわけではないことに注意。
担当総局	農業・農村開発総局 (DG AGRI: Agriculture and Rural Development)

5-3. EU農林水産業に関する政治・行政構造②ーポートフォリオ【漁業・海洋】ー

欧州委員 Commissioner	コスタス・カディス【漁業・海洋担当】 (キプロス) 
ミッション・レターに おける主な任務	【漁業】 • 共通漁業政策（CFP : Common Fisheries Policy）の実施・評価 • 2040年に向けた漁業ビジョンの作成 • 漁業の競争力強化、持続可能性確保 • IUU漁業対策 【海洋】 • ブルーエコノミーの推進 • 海洋調査及びイノベーション戦略 • BBNJ協定（国家管轄権外区域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国連海洋法条約の下での協定）の批准推進 • 2025年国連海洋会議（6月 フランス・ニースにて開催）への対応含めたEU海洋外交の推進
注目点	• 基本的には既定路線のアップデートを主体としつつ、これまでの任務より「環境」が落ち、「漁業・海洋」担当に。
担当総局	海事・漁業総局 (DG MARE: Maritime Affairs and Fisheries)

(当該委員へのミッション・レターは[こちら](#))

5-4. EU農林水産業に関する政治・行政構造②ーポートフォリオ【保健衛生・AW】ー

欧州委員 Commissioner	オリヴェール・ヴァールヘイ 【保健衛生・アニマルウェルフェア】(ハンガリー) 
ミッション・レターに おける主な任務	【アニマルウェルフェア・食品関係】 ・ アニマルウェルフェア関連規則の近代化 ・ 食品生産・消費に関する持続可能性、安全性や適正価格の確保による食品ロス問題への対応（有機栽培への対応含む） ・ 輸入食品に対するEU消費者の信頼向上 ・ 科学的知見に基づく、加盟国や関係機関と連携した食品安全基準の確立
注目点	・ 2023年12月に提出されたアニマルウェルフェア輸送規則案に加え、AWの①生産規則、②と殺規則、③表示規則の3つの規則が提案される見込み。和牛等の輸出に影響がでる可能性。 ・ 「Farm to Fork戦略」はDG SANTEが主体となって策定した一方、新しい「農業と食のビジョン」はDG AGRIが主体となつての策定が見込まれる中、これまでのFarm to Fork戦略についてのDG SANTEの位置づけに注目。
担当総局	保健・食品安全総局 (DG SANTE: Health and Food Safety)

(当該委員へのミッション・レターは[こちら](#))

5-5. 有力農業・食品関連団体

団体名	欧州農業組織委員会・ 欧州農業協同組合委員会 (COPA-COGECA)	欧州食品飲料産業連盟 (Food Drink Europe)	欧州農産物貿易連絡委員会 (CELCAA)
設立年	1962年	1982年	1979年
本部所在地	ベルギー・ブリュッセル	ベルギー・ブリュッセル	ベルギー・ブリュッセル
会員数	COPA: EU農家2,200万人 COGECA: 22,000の農業協同組合	各国の食品飲料連盟 (26) EUの各セクター別団体 (26) 食品飲料企業 (23)	EU加盟国3万5000社の農産物貿易 事業者で構成
代表	COPA: Christiane Lambert COGECA: Lennart Nilsson	President: Marco Settembri Director General: Dirk Jacobs	President: Jochem Versloot
概要	- COPA(Committee of Professional Agricultural Organisations)とCOGECA(General Confederation of Agricultural Cooperatives)の連合組織。1962年のCAP開始に伴い、両組織が共同事務局を設立（現在約50名）。 - 会員への市場モニタリングやセクター別の専門知識等を提供。ポジションペーパーの作成や、EUに対するロビーイングも実施。	①食品、②消費者政策、③環境持続可能性、④競争力の4テーマに沿った委員会と700名以上の専門家によるグループを通じて活動。 - 会員の声をまとめポジションペーパーの作成や、米国、カナダ、豪州等の第3国とも連携してEUに対するロビーイングも実施。	- CELCAA(European Liaison Committee for Agricultural and Agri-Food Trade)は、農産物・加工食品の小売・卸売に携わる欧州の主要な部門別業界団体により設立。穀物、飼料、砂糖、ワイン、食肉、乳製品、青果物、卵、香辛料、切り花といった農産物等が対象。 - 会員に対し農産物貿易に関する情報提供をするとともに、EUに対するロビーイングも実施。
その他	 https://copa-cogeca.eu/	 https://www.fooddrinkeurope.eu/	 https://celcaa.eu/

【欧州委員会関係】

- [DG AGRI](#)
- [DG MARE](#)
- [DG SANTE](#)

【EU基礎データ関係】

- [Facts and figures on life in the European Union](#)
- [Farms and farmland in the European Union - statistics](#)
- [Which EU countries had the highest GDP in 2020?](#)

【EU農産物貿易関係】

- [Monitoring EU Agri - Food Trade - Developments in 2024 - Publication: March 2025](#)

【日EU農産物貿易関係】

- [Agri-Food Trade Statistical Factsheet: European Union - Japan](#)

【EU加盟国別の農林水産業関係データ】

- [Analytical factsheets](#)

【CAP関係】

- [The next chapter for the CAP](#)
- [Common Agricultural Policy Funds](#)
- [CAP Simplification](#)